

☐ 特集

2025. 8

【涼風・税務読本】

ズームアップ 令和7年度税制改正

まえがき

2025（令和7）年度予算案は参院で修正され、衆院に送付されて審議・採決され直して成立するという現行憲法下で初めての経過となりました。但し、税制改正法（国税と地方税の各改正法）は、予算案とは異なり、そのまま参院本会議で年度内に可決・成立しました。

税制改正での国会審議では、いわゆる「103万円の壁」の解消が最大の焦点になっていました。しかし、家族の収入合計増が手取収入合計では逆転して減になる事を意味する「壁」問題は、かつて、「パート問題」として1987年（昭和62年）に配偶者特別控除が導入されて以降、家族に於ける主要な副収入源としての配偶者について、既に解消されてはいました。

でも、確かに、被扶養家族の収入で「壁」問題が解消されていない所もありました。主としては学生アルバイト従事者についてでした。

なお、「壁」問題の解消値として、課税最低限をいくらにすべきかも国会での争点でしたが、これについては、当初税制改正案での解消値を更に修正する租税特別措置法での対処がありました。

少数与党内閣での国会運営では、野党の意見を無視しての多数決採決が容易ではないので、与野党各派の多様な意見や利害が政策決定プロセスに

反映されやすい傾向になっています。議論の透明性も見られ、EU諸国にもよくある状況であり、民主主義の原理からすると、これは必ずしも悪くないのかもしれません。

今年の税制改正項目

2025（令和7）年度の税制改正は、〔個人所得課税分野〕〔資産課税分野〕〔企業関連税制分野〕〔消費課税・国際課税分野〕〔税制周辺制度整備の施策分野〕の各分野で主に行われました。期限延長や簡易見直し以外の各改正事項での主要な改正項目は、次の通りです。そのうち、◎を付けたものをズームアップし、後掲しました。

- 〔個人所得課税分野〕
- ◎給与所得控除の最低保障額の引上げ
- ◎所得税の基礎控除額の引上げ
- ◎扶養親族等の人的控除の所得要件の改正
- ◎アルバイト学生に係る特定親族特別控除の創設
- ◎必要経費等の特例の控除額引き上げ
- ◎子育て世帯への支援措置を拡充・継続
- 結婚・子育て資金の贈与非課税は2年延長
- 〔資産課税分野〕
- ◎個人型確定拠出年金iDeCo拠出限度額の引上げ
- ◎退職所得控除額の重複排除調整計算の見直し
- ◎エンジェル税制での再投資期間の延長

○受益者等が存しない法人課税信託に係る見直し
○物納許可限度額の申請者余命年数による見直し
〔企業関連税制分野〕

◎事業承継税制の役員就任要件の見直し
○中小企業の機械等取得投資促進税制の見直し
◎中小企業経営強化税制の見直し
○地域未来投資促進税制の見直し
◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）見直し
○非適格合併等での資産調整勘定算定の見直し
◎高度な資源循環投資促進税制の創設
○設備投資の固定資産税軽減特例措置の見直し
◎防衛特別法人税の創設
〔消費課税・国際課税分野〕

◎加熱式たばこの税差解消とたばこ税の増額
○国民健康保険税の課税限度額の見直し
◎外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し
○外国子会社合算税制の見直し
○グローバル・ミニマム課税
〔税制周辺制度整備の施策分野〕
◎電子帳簿等保存制度の見直し

前年以前の税制改正で、2025（令和7）年以後に施行される主なものに、次のものがあります。

○イノベーションボックス税制の創設
○消費税のプラットフォーム課税の導入
○資本金等10億円超法人の外形標準課税適用

給与所得控除の最低保障額の引上げ をズームアップしてみます

改正前の給与所得控除の最低保障額は、次のように55万円でした。

改正前 給与収入金額	給与所得控除額
0円以上162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	収入×0.4－10万円
180万円超360万円以下	収入×0.3＋8万円
360万円超660万円以下	収入×0.2＋44万円
660万円超850万円以下	収入×0.1＋110万円
850万円超	195万円（上限）

給与所得控除の最低保障額が2025（令和7）年からは、65万円に10万円アップする措置が次のように講じられました。恩恵を受けるのは、給与収入55万円超190万円未満の人で、他は変化なしです。

改正後 給与収入金額	給与所得控除額
0円以上190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	収入×0.3＋8万円
360万円超660万円以下	収入×0.2＋44万円
660万円超850万円以下	収入×0.1＋110万円
850万円超	195万円（上限）

この改正は、2025（令和7）年分以後の所得税および2026（令和8）年度分以後の個人住民税に適用されます。また、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、2026（令和8）年1月1日以後に支払われるべき給与等又は公的年金等について適用となります。

所得税の基礎控除額の引上げ をズームアップしてみます

所得税の基礎控除額が見直され、合計所得金額が2350万円以下の個人に対しては、基礎控除額を10万円引き上げる措置（48万円→58万円）が講じられました。（次の⑤～⑧）

さらに、次の①②③④について、特別措置により一定額を加算した基礎控除額とすることとされました。なお、この加算は、居住者についてのみの適用です。

	合計所得金額	改正前	改正後
①	0円超 132万円以下	48万円	→95万円
②	132万円超 336万円以下	48万円	→88万円
③	336万円超 489万円以下	48万円	→68万円
④	489万円超 655万円以下	48万円	→63万円
⑤	655万円超2350万円以下	48万円	→58万円
⑥	2350万円超2400万円以下	48万円	→48万円
⑦	2400万円超2450万円以下	32万円	→32万円
⑧	2450万円超2500万円以下	16万円	→16万円
⑨	2500万円超	0円	→0円

①の基礎控除額は恒久措置ですが、②③④については、2025（令和7）年分及び2026（令和8）年分のみの特限措置とされているので、2027（令和9）年からは、58万円とされています。

上記の改正は、2025（令和7）年分以後の所得税について適用されます。住民税の基礎控除額については、43万円のままで改正はありません。

扶養親族等の人的控除の所得要件の改正をズームアップしてみます

基礎控除の引上げに伴い、人的控除の対象要件が見直されました。

親族に係る障害者控除、離婚寡婦控除の扶養者、ひとり親控除にかかる扶養者、配偶者控除、扶養親族控除、特定扶養親族控除、災害、盗難又は横領による雑損控除等の適用対象者の合計所得金額の要件が、改正前48万円以下から10万円引き上げられ58万円以下となります。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の要件が、改正前48万円超133万円以下から、58万円超133万円以下になります。

勤労学生控除の対象となる勤労学生の合計所得金額の要件も、75万円以下から10万円引き上げられ85万円以下になります。

上記の改正は、2025（令和7）年分以後の所得税について、2026（令和8）年度分以後の個人住民税について適用されます。

アルバイト学生に係る特定親族特別控除の創設をズームアップしてみます

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者等を除く）で合計所得金額が58万円以下の人は特定扶養親族とされますが、今般、同条件の合計所得金額が58万円超123万円（給与収入123万円から188万円）以下の人を新たに特定親族と概念規定しました。

居住者がこの特定親族を有する場合、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額をその居住者の所得控除とする特定親族特別控除という新制度が創設されました。

配偶者特別控除の制度趣旨と同じように、給与収入103万円の壁（今年からは123万円の壁）の解消として給与収入123万円から188万円の段階の追加をするのがその内容です。従って、次の、特定親族特別控除の一覧表の最初の行の63万円は、特定扶養親族控除額と同額になっています。

これで、給与収入123万円を超えて学生アルバイトをして、親の特定扶養親族控除63万円が適用不可となっても、親は、代わりに63万円から段階的に減額する特定親族特別控除の適用を受けられるので、親子の手取り収入の逆転減少が無くなることになりました。

特定親族の合計所得金額 特定親族特別控除額

58万円超 85万円以下 63万円（45万円）

85万円超 90万円以下 61万円（45万円）

90万円超 95万円以下 51万円（45万円）

95万円超 100万円以下 41万円

100万円超 105万円以下 31万円

105万円超 110万円以下 21万円

110万円超 115万円以下 11万円

115万円超 120万円以下 6万円

120万円超 123万円以下 3万円

（合計所得金額に給与所得控除額65万円を加えると給与収入ベースになります。括弧は住民税の控除額は45万円が最高額の意味です。）

この改正は、2025（令和7）年分以後の所得税および2026（令和8）年度分以後の個人住民税に適用されます。

必要経費等の特例の控除額引き上げをズームアップしてみます

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から10万円引き上げられ65万円になります。

上記の改正は、2025（令和7）年分以後の所得税について、2026（令和8）年度分以後の個人住民税について適用されます。

子育て世帯への支援措置を拡充・継続をズームアップしてみます

「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、税制上の次の措置が講じられました。

①生命保険料控除（拡充）

生命保険料控除については、23歳未満の扶養親族のいる居住者に限り、新生命保険料控除の一般生命保険料について、最大2万円上乗せされ、適用限度額が6万円（改正前4万円）に引き上げられました。2026（令和8）年分においてのみ適用されます。具体的には次のようになります。

年間の新生命保険料	控除額
3万円以下	新生命保険料全額
3万円超 6万円以下	新生命保険料÷2+1.5万円
6万円超12万円以下	新生命保険料÷4+3万円
12万円超	一律6万円

ただし、旧生命保険料とこの制度がある場合の新生命保険料控除の上限額は6万円です。さらに、生命保険料控除全体の上限額12万円には変更ありません。

②住宅ローン控除（継続）

子育て世帯（18歳以下の子がいる世帯）および若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが39歳以下の世帯）に対して、住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置が1年間延長され、2025（令和7）年末まで適用されます。

具体的な借入限度額は、次のとおりです。

- ・長期優良住宅・低炭素住宅 5000万円
- ・ZEH水準省エネ住宅 4500万円
- ・省エネ基準適合住宅 4000万円

また、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和

する措置（合計所得金額1000万円以下の年分に限る）について、建築確認の期限を2025（令和7）年12月31日に延長されます。

③住宅リフォーム税制（拡充）

子育て世帯等が暮らしやすい住環境へのリフォームとして下記の要件に該当する工事をする場合、工事費用相当額の10%がリフォーム工事完了後居住を開始した年分の所得税から控除されます。なお、本特例措置は2025（令和7）年分限定です。対象工事の限度額は250万円で、25万円が最大控除額となります。

居住者の要件は、次のいずれかに該当する者

- ・40歳未満で配偶者を有する者
- ・40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者
- ・19歳未満の扶養親族を有する者

対象住宅の要件は、以下のすべてに該当すること

- ・居住用自己所有家屋の子育て対応リフォーム
- ・工事後家屋床面積（登記簿表示）50㎡以上
- ・工事後家屋床面積の1/2以上が自己の居住用

適用対象工事は、以下のいずれかであること

- ・子どもの事故を防止するための住宅内工事
- ・対面キッチンへの交換工事
- ・開口部の防犯性を高める工事
- ・収納設備を増設する工事
- ・開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ・間取り変更工事

さらに、以下のすべてに該当すること

- ・その年の合計所得が2000万円以下
- ・子育て対応リフォーム工事証明がある
- ・令和6年4月1日～7年12月31に居住開始
- ・工事完了の日から6ヶ月以内に居住開始
- ・標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額が50万円超

個人型確定拠出年金iDeCo拠出限度額の引上げをズームアップしてみます

個人型確定拠出年金iDeCoとは、長期的な資産形成を行うことを目的とした私的年金の一つです。

加入者の区分により掛金や加入年齢の上限が異なるのが特徴であり、加入後は自身で掛金の額を決めて金融商品の積立と運用を行い、原則60歳以降に老齢給付金を受け取ることができる制度です。拠出掛金は所得控除の対象となり、運用益は非課税で、受領時は公的年金や退職所得として受取ることになります。ただし、iDeCoは一度拠出すると原則として60歳までは引出せません。

本年の税制改正で、次のように掛金拠出限度額が改正され、特に企業年金の有無に拘わらず、第2号加入者の限度額が大幅に引上げられました。

- ・第1号加入者（個人事業主）6.8万円→7.5万円
- ・有企業年金第2号加入者（会社員・公務員）2万円→6.2万円（ただし企業型DC含む）
- ・無企業年金第2号加入者（会社員）2.3万円→6.2万円

企業年金のない第2号加入者は、所得控除となる金額がこれまでの年間27.6万円から年間74.4万円へと大幅にアップすることになります。

なお、第3号被保険者にあたる専業主婦（夫）の掛金拠出限度額月額2.3万円には変更がありません。

退職所得控除額の重複排除調整計算の見直しをズームアップしてみます

退職手当等を受け取った年の前年以前4年以内に他の退職手当等を受け取ったことがある場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複を排除して計算を行い、また、確定拠出年金に係る老齢一時金（DC一時金）を受け取った年の前年以前19年以内に他の退職手当等を受け取った場合にも、勤続年数の重複排除が適用されます。

これに対し、先にDC一時金を受給した後に退職手当等を受け取るケースでは、前年以前4年内でなければ重複排除はされない規定になっていました。ここに課税の不公平があるとして、退職所得控除の計算上の勤続年数等の重複排除を前年以前9年以内の規定に見直しされることとされました。

この改正は、2026（令和8）年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、同日以後に支払を受ける退職手当等について適用されます。

エンジェル税制での再投資期間の延長をズームアップしてみます

革新的なビジネスモデルによって社会にイノベーションをもたらすスタートアップ企業に出資する個人投資家を保護支援するのがエンジェル税制で、投資時点と株式譲渡時の両方で税制上の優遇措置を受けることができます。

①投資時点での優遇措置

投資時点では、以下のいずれかの優遇措置を選択できます。

- ・優遇措置A…設立5年未満のスタートアップ企業への投資額から2000円を差し引いた金額を、その年の総所得金額から控除できます。ただし、控除額には上限があり、800万円または総所得金額の40%のいずれか低い方となります。寄附金控除としての特例です。
- ・優遇措置B…設立10年未満のスタートアップ企業への投資額をその年の株式譲渡益から控除できます。この措置には上限はありません。
- ・プレシード・シード特例…設立5年未満、営業損益0未満のベンチャー企業への投資額をその年の株式譲渡益から控除できます。この措置にも上限はありませんが、年間20億円超部分は課税繰延べとなります。
- ・起業特例…自己起業での投資額をその年の株式譲渡益から控除できます。この措置にも上限はありませんが、年間20億円超部分は課税繰延べとなります。

②株式譲渡時点での優遇措置

株式譲渡時には、以下の優遇措置があります。

- ・譲渡損失の時…その年の他の株式譲渡益（上場・非上場問わず）と通算できることになっています。通算してもなお損失が残る場合は、翌年以降3年にわたり損失を繰り越すことができ

ます。投資先のスタートアップが破産や解散した場合にも、この損失繰越の制度が適用されます。

スタートアップ企業へ投資した年に優遇措置を受けていた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延べ扱い分を取得価額から差引いて譲渡損失（譲渡益）を計算します。

・譲渡利益の時…その年に①の優遇措置B、プレシード・シード特例、起業特例の適用を受ける場合、投資時点の優遇措置の適用となります。

2025（令和7）年税制改正で、この譲渡益の時の優遇措置は、その年に、ではなく、譲渡益が生じた年の翌年末までに、となりました。翌年に適用を受ける時は、前年に納付済みの所得税の繰戻し還付請求となり、そして、前年の申告時に、翌年に投資時点でのエンジェル株式の取得の見込みの旨の書類提出が必要です。

この改正は、2025（令和7）年4月1日から施行されます。

事業承継税制の役員就任要件の見直し をズームアップしてみます

事業承継における非上場株式や個人事業用資産の贈与税の納税猶予制度の特例措置は、経営承継円滑化法による特例承継計画の認定を受けて、先代経営者から株式や事業用資産を贈与により取得した後継者の贈与税の納税を猶予し、贈与者の死亡等により猶予税額の納付を免除するものです。

この特例措置を活用するためには、贈与時点で過去3年以上に亘り、継続して役員又は事業に従事という要件を満たす必要がありました。

この要件が見直され、贈与の直前において、役員又は事業従事という要件でよいこととされ、3年要件が撤廃されました。

この改正は、2025（令和7）年1月1日以後の贈与から適用です。適用期限の延長の法改正はありません。

中小企業経営強化税制の見直し をズームアップしてみます

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3000万円超の法人は7%）が選択適用できる、というものです。

本制度の適用を受けるには、①生産性向上設備（A類型）、②収益力強化設備（B類型）、③経営資源集約化設備（D類型）を導入して実施する経営力向上計画の認定を受けることが必要です。

本改正では、適用期限を2年延長した上で、売上高100億円超を目指す「100億宣言」企業向けにBタイプの拡充がなされました。拡充は、建物及びその附属設備（合計額1000万円以上）が対象資産とされ、特別償却率と税額控除率は、供用年度の給与増加割合が25%以上の場合、それぞれ15%と1%、給与増加割合が5%以上の場合、それぞれ25%、2%とされました。

その他、A類型では経営向上指標の見直し、B類型では投資利益率を7%以上に引き上げ、C類型は廃止をしています。

この改正は、2025（令和7）年4月1日から施行されます。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税） 見直しをズームアップしてみます

企業版ふるさと納税とは、正式には「地方創生応援税制」と呼ばれ、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附をした場合に、損金算入措置に加え、次の①②③の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）の税額控除も認められています。

①法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度とする（法人税額の5%が上限）

③法人事業税：寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

なお、自治体が寄附の代償として寄附会社に対し、過度の便宜を供与するなどにより地域再生計画の認定が取り消されるという不適切事案が発生していました。そこで、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化といった次の制度改善策を講じて、企業版ふるさと納税の適用期限を3年延長することとされました。

- ・寄附活用事業における国のチェック機能の強化
- ・寄附受領団体の報告書の提出が義務
- ・寄附活用事業の実施状況の透明化
- ・地域再生計画の認定取消の場合の欠格期間設定

高度な資源循環投資促進税制の創設 をズームアップしてみます

再生資源の活用を拡大し、資源循環をより効率的かつ高度に進めるために「再資源化事業等高度化法」が2024（令和6）年5月29日に公布され、資源循環の強化を目的とした新たな認定制度が設けられ、これを踏まえ、廃棄物処理事業者の大部分を占める中小企業等の負担軽減、事業発掘環境整備推進として、法人税について特例措置が創設されました。

①認定対象者と要件

対象者は、青色申告書を提出する法人で、「再資源化事業等高度化法」に基づく高度再資源化事業計画または高度分離・回収事業計画の認定を受けた事業者です。

要件としては、同法の施行日から2028（令和10）年3月31日までの間に、対象となる資産を取得し、自社の高度再資源化事業または高度分離・回収事業に活用することが求められます。

②対象となる資産

本税制の対象資産は、認定高度再資源化事業計

画または認定高度分離・回収事業計画に基づき導入される廃棄物処理施設の設備で、再資源化事業等の高度化に著しく資する機械装置や器具備品が該当し、環境大臣が財務大臣と協議の上で指定するものに限られます。

③投資促進税制の措置

投資促進税制としての措置は、対象資産の取得価額の35%特別償却です。

本税制は、再資源化事業等高度化法の施行日の2025（令和7）年2月1日から施行されることとなりました。

防衛特別法人税の創設 をズームアップしてみます

本年度税制改正において、防衛力強化に係る財源を確保するための税制措置が行われることとなりました。そのための財源確保は、法人税とたばこ税から行われます。そして、法人から徴収する税がこの度新設された「防衛特別法人税」です。

防衛特別法人税額は、基準法人税額（所得税額控除等適用前の法人税額）から基礎控除額500万円を控除した課税標準法人税額に税率4%を乗じて計算されます。

法人の各課税事業年度終了日の翌日から2か月以内が申告期限で、納税額ゼロでも全法人に申告義務があり、その申告書別表も用意されています。ただし、申告書の書式特例として、法人税の申告書別表において、防衛特別法人税の税額が計算できるよう改められ、新様式の法人税の別表を提出すれば、別途、防衛特別法人税の別表一の提出は不要となる予定になっています。

2026（令和8）年4月1日以後に開始する各事業年度から適用されます。

加熱式たばこの税差解消とたばこ税の増額 をズームアップしてみます

たばこに係る税金には、たばこ税・たばこ特別税・道府県たばこ税・市町村たばこ税があります。

これらのたばこ諸税で、加熱式たばこは紙巻きたばこに比し1～3割低かったところ、その税差は、2025（令和7）年と2026（令和8）年で消滅することとされ、増税となりました。

さらに、国税のたばこ税を1本あたり1.5円増額することとされ、これは、2027～2029（令和9～11）年の3年間で年0.5円づつ引き上げるものとされました。

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しをズームアップしてみます

多額・多量の免税購入品が国外に持ち出されず、国内で横流しされる不正事案が多発していました。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、資力がないため徴収できず未納となっているケースもありました。

こうした制度の不正利用を排除し、免税店での業務負荷等の課題を解決するとともに、外国人旅行者の消費税免税手続きにおける利便性向上を図るため、本制度の抜本的な見直し及び免税対象物品の範囲の見直しが行われました。

制度の抜本的な見直し策としてリファンド方式が採用されました。リファンド方式とは、免税店が免税対象品販売時に、外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持出しが確認された場合に旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みです。

この改正は、2026（令和8）年11月1日から適用を開始します。

電子帳簿等保存制度の見直しをズームアップしてみます

経済社会のデジタル化に伴い、取引に係るやり

取りから会計・税務までのデジタル化に対応する観点から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下①②③の要件を満たして送受信・保存を行う場合のその電子取引データについては、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為に重加算税を10%加重する措置の対象から除外することとされました。

- ①訂正削除履歴が残るシステムや訂正削除そのものができないシステムでデータの送受信と保存を行うこと（改ざん防止要件の確保）
- ②電子取引データの金額の訂正削除を行ったら電子帳簿に記録することができないこと又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと（記帳の適正性確保）
- ③電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと（電子帳簿との相互関連性確保）

また上記の要件を満たしている場合には、所得税の青色申告特別控除65万円の適用が可能となりました。

本項目の改正は、2027（令和9）年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用となります。

あとがき

今年1月にトランプ大統領の就任後、トランプ関税旋風が世界中に吹きまわっています。関税だけでなく、ウクライナ、カナダ、グリーンランド、パナマ等々を巡る発言、誰もの想定を超えた次元での旋風を巻き起こしています。

これが一時的な逆風なのか、それとも、世界が新しい歴史的ステージに入るきっかけなのか、そして、日本の政治経済風土にどんな影響を及ぼすのか、関心の湧くところです。